

## 関 係 資 料

- 健康診査に関する制度の比較 . . . . . 1
  - ・ 実施主体とその責務等の比較
  - ・ 健診情報の保管及び利用並びに保護の比較
- 新たながん検診手法の有効性の評価報告書（抄） . . . . . 5
- 精度管理の現状 . . . . . 8
- 健康診査結果を活用した保健指導に関する比較 . . . . . 11
- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抄） . . . . . 14
- 健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について（抄） . . . 15
- 健康手帳の現状について . . . . . 16
- 個人情報保護に関する法律の概要 . . . . . 18
- 個人情報保護の体系イメージ . . . . . 21

# 健康診査に関する制度の比較

## 実施主体とその責務等の比較

制度 (健診の名称)	老人保健 (基本健康診査)	労働衛生対策 (一般健康診査)	医療保険による保健事業			母子保健
			組合管掌健康保険 (一般健康診査、人間ドック)	政府管掌健康保険 (一般健康診査、付加健診)	国民健康保険 (基本健康診査、人間ドック)	
健診の根拠法令	老人保健法第20条(法第12条、16条)	労働安全衛生法第66条第1項	健康保険法第150条	健康保険法第150条	国民健康保険法第62条	母子保健法第12条、13条
実施主体及びその責務	市町村(特別区を含む) (実施義務)	事業者 (実施義務)	健康保険組合 (努力義務)	国(社会保険庁) (努力義務)	市町村・国保組合 (努力義務)	市町村 (実施義務:母子保健法第12条における健診)
目的	国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保	労働者の健康管理及び作業環境の管理	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者の健康の保持増進	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進
事業の実施規則等の有無	医療等以外の保健事業の実施の基準(厚生省告示) 保健事業実施要領(局長通知)	労働安全衛生法施行規則(省令)	健康保険組合事業運営基準(局長通知)	政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱(部長通知)	規定なし(保険者ごとに規定)	母子保健法施行規則(省令)及び実施要綱、実施要領(局長通知)
対象者(根拠規定)	当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療等以外の保健事業を行う。 (老人保健法20条)  <他法優先> 保健事業は、その対象となる者が、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療等以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合または受けることができる場合は、行わないものとする。 (老人保健法22条)	事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者。 ただし家族労働者、家事使用人、国家公務員等は除く。 (労働安全衛生法第2条)  労働安全衛生法第66条第1項で事業者健康診断の実施義務が課され、同条5項で労働者に健康診断の受診義務が課されている。  同条第5項ただし書きで、労働者が事業者の指定した医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師が行う厚生労働省令の規定による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者が行う健康診断は受けなくてよいとされている。  <罰則 あり> 罰金	規定なし(各健康保険組合の内部規程による)  ・生活習慣病にかかる健康診査については、発症が多い30歳から少なくとも5年に1回以上、40歳以降は毎年実施するように努めている。  ・人間ドックについては、40歳以降は少なくとも5年に1回以上は実施するよう努めている。	40歳以上の被保険者及び被扶養者である配偶者のうち受診を希望する者。 35歳以上40歳未満の被保険者のうち生活習慣病改善指導をうけることを希望する者。	規定なし(保険者ごとの国保条例、国保組合規約に基づく内部規定による)  表行上 市町村国保は老人保健法に基づく基本健診に準じている。国保組合は健保組合又は政管健保に準じている。	満一歳六ヶ月を超え満二歳に達しない幼児、満三歳を超え満四歳に達しない幼児。(母子保健法第12条)  市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳幼児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。(母子保健法第13条)
健診項目の規定、(間診項目も含む)	あり	あり	任意(規定なし)	あり	任意(規定なし)	あり(母子保健法第12条における健康診査のみ)
健診項目	診察等、血液検査、尿検査、心電図、眼底検査等	診察等、血液検査、尿検査、心電図、胸部×線		診察等、血液検査、尿検査、心電図、がん検診(肺がん、胃がん、大腸がん(子宮がん、乳がん))等		診察等、発達状況、予防接種の実施状況等
基本健診の回数	同一人につき年1回(医療費以外の保健事業の実施の基準(厚生省告示)、保健事業実施要領)	同一人につき1年以内に1回(労働安全衛生法施行規則)	任意(規定なし)	同一人につき年1回(実施要綱)	任意(規定なし)	1回(母子保健法第12条における健診) 任意(母子保健法第13条)
費用負担	公費(国1/3県1/3市町村1/3)(法第47条)、対象者からの費用徴収可能(法第51条) 自己負担(3割程度)	事業者負担	任意(規定なし)	規定あり(実施要綱)	任意(規定なし)	公費(12条):国1/3都道府県1/3市町村1/3 一般財源(13条)
有所見の基準の設定の方法(基準数値の有無、指導区分の分類法等)	基準値あり(血圧、血糖検査、ヘモグロビンA1c) 異常認めず、要指導、要医療の3段階に分類	規定なし(有所見の判定のみ) 医師が個別に判定 事後措置指針あり(就業区分の判定あり)	規定なし(各保険者による)	単一基準で実施(基準値あり) 異常なし、軽度異常、経過観察、要治療、要精密検査の5段階に分類	規定なし(各保険者による)	医師が個別に判定通知にて参考として、問題なし、要指導、要精密、要経過観察、要治療に区分
精度管理事業の有無	あり(保健事業実施要領に記載あり)	あり(優良な健診機関の育成事業(通知))	規定なし	あり(実施要領において健診実施機関の選定基準に定められている)	規定なし	なし
健康手帳の有無	あり(老人保健法第12条、13条)	なし	任意(各保険者による)	なし	任意(各保険者による)	あり(母子保健法第16条)

# 健康診査に関する制度の比較

## 実施主体とその責務等の比較

制度 (健診の名称)	学校保健			私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法
	(就学時の健康診断)	(児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)	(職員の健康診断)			
健診の根拠法令	学校保健法第4条	学校保健法第6条	学校保健法第8条	私立学校教職員共済法第26条	国家公務員共済組合法第66条	地方公務員等共済組合法第112条
実施主体及びその責務	市(特別区含む)町村の教育委員会 (実施義務)	学校 (実施義務)	学校の設置者 (実施義務)	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合 (実施可能規定)	地方公務員共済組合 (実施可能規定)
目的	児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進、学校教育の円滑な実施			私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及びその被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進
事業の実施規則等の有無	学校保健法施行令、及び施行規則(省令)			規定なし	各共済組合の内部規定	各共済組合の内部規定
対象者(根拠規定)	学校教育法第22条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で当該市町村の区域内に住所を有する者。(学校保健法第4条)	児童、生徒、学生又は幼児。(通信による教育を受ける学生を除く)(学校保健法第6条)	学校の職員。(学校保健法第8条)	私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及びその被扶養者。	規定なし(各共済組合の内部規定による)	規定なし(各共済組合の内部規定による) <地方公共団体が行う検診、健康診断等が優先> (1)国(警察庁所属職員)については、①人事院規則適用により、国家公務員に対して国が義務として行う検診が存在すること、②国家公務員法により国が国家公務員に対して健康診断等の厚生事業を実施する義務がある。 (2)地方公務員については、①労働安全衛生法が適用されることに伴い、同法に基づき地方公共団体が事業主の義務として行う検診が存在すること、②地方公務員法に基づき地方公共団体は健康診断等の厚生事業を実施することが義務付けられている。 まず、これらの事業が優先されることになる。したがって、地方公務員共済組合の行う健診事業は、これらの事業を補完する性格を有している。 (人事院規則10-4第20条、国家公務員法第71条及び労働安全衛生法第66条、地方公務員法第42条)
健診項目の規定 (問診項目も含む)	あり	あり	あり	任意(規定なし)	任意(規定なし。一般健康診査は人事院規則に準じる)	任意(規定なし)
健診項目	栄養状態・骨格等の診察、視力、聴力等	診察等、尿検査、胸部X線、寄生虫卵検査	診察等、血液検査、尿検査、胸部X線、心電図、胃の検査			
基本健診の回数	就学時1回	年1回	年1回	任意(規定なし)	任意(規定なし。一般健康診査は人事院規則に準じる)	任意(規定なし)
費用負担	市(特別区含む)町村の教育委員会	学校	学校の設置者	任意(規定なし)	任意(規定なし)	任意(規定なし)
有所見の基準の設定の方法 (基準数値の有無、指導区分の分類法等)	規定なし	指導区分あり(生活規制の面及び医療の面(結核について))	指導区分あり(生活規制の面及び医療の面)	規定なし(健診実施機関による)	規定なし(一般健康診査については人事院規則に準じる)	規定なし(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)
精度管理事業の有無	規定なし(ただし、学校保健法第6条の健康診断における身体計測については実施方法が記載)			規定なし	規定なし(各共済組合による)	規定なし(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)
健康手帳の有無	なし			なし	任意(各共済組合による)	任意(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)

健診情報の保管及び利用並びに保護の比較

制度	老人保健	労働衛生対策	医療保険による保健事業			母子保健
			組合管掌健康保険	政府管掌健康保険	国民健康保険	
健診名 (根拠規定)	基本健康診査 (老人保健法第12条、13条、20条)	一般健康診断 (労働安全衛生法第66条)	一般健康診査、人間ドック (健康保険法第150条)	一般健康診査、付加健診 (健康保険法第150条)	基本健康診査 (国民健康保険法第82条)	健康診査 (母子保健法第12条、13条)
実施主体	市町村(特別区を含む)	事業者	健康保険組合	国(社会保険庁長官)	市町村(特別区を含む)・国保組合	市町村(特別区を含む) 実施義務(12条)努力義務(13条)
健診情報の 守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務	健康診断を実施する事務に従事した者に対し、実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥等の秘密の保持を規定(労働安全衛生法第104条) ・労働安全衛生法第66条第1項から3項、第66条の3の規定に違反した者に対しては罰則あり(労働安全衛生法第120条)	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 健保組合個々の内部規則等で規定 【委託業務】 委託契約において守秘義務を明記。医師等の資格に着目した守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【社会保険庁の職員】 国家公務員法第100条による守秘義務 【社会保険健康事業財団及び委託先の職員】 委託契約・財団就業規則において守秘義務を明記。医師等の資格に着目した守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務	業務に着目した守秘義務はない (保健指導要領において、母子保健手帳及び母子の保健に関する個人の記録等について個人の秘密の保持に十分留意する旨の規定がある) 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務
健診情報を管理する者 及び 健診情報の保存 に関する根拠規定	市町村 ・健診結果等を記録整理するほか、必要に応じて個人票を作成するなど受診者の記録を一貫して記録し、保健指導に役立てること(保健事業実施要領) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項) 委託実施機関の役割を規定(保健事業実施要領)	事業者 ・事業者は健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない(労働安全衛生規則第51条等) ・事業者は健康診断の結果を記録しなければならない(労働安全衛生法第66条の3) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項) ・医師等の意見聴取(労働安全衛生法第66条の4)	健保組合(事業所) ・個人別健康管理台帳の作成及びデータを管理(事業運営基準) ・各種記録の整備を図ること(事業運営基準) ・健保組合個々の内部規則等で保存期間、保存方法を規定 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項)	社会保険健康事業財団 ・5年間、磁気媒体にて保管(政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要領) 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項)	市町村 国保組合 ・規定なし 健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務あり(医師法第24条2項)	市町村 母子保健法第12条における健康診査においては、健康診査票に、医師、歯科医師が健康診査の結果を記入して、市町村が保管し、事後の保健指導等に活用する。(実施要領) 健診実施機関 診療録は5年間の保存義務(医師法第24条2項)
健診情報の利用 (利用目的の 明確化)	・健康教育等の保健事業に活用 ・市町村は自らの保健事業の評価を行い、その評価に基づき、事業のより一層の充実・強化を図る。都道府県保健所は、市町村が地域特性を踏まえて保健事業を円滑かつ効果的に実施出来るよう保健医療情報の収集、提供を行い必要に応じ保健事業の評価をする。(保健事業実施要領)	・労働者の就業場所の変更、作業の転換等の措置を講じる際に活用(労働安全衛生法第66条の5) ・労働者に対する保健指導の際に活用(労働安全衛生法第66条の7) ・健康教育等の際に活用	・主に保健師による保健指導に活用 ・実施結果については、データに基づく内容の分析、評価を行い、事後指導についても万全を期すこと(事業運営基準) ・生活習慣病等について継続的な保健指導の実施に努めること(事業運営基準)	主に保健師による保健指導に活用。 そのほか統計・分析に使用(規定なし)	主に保健師による保健指導に活用(規定なし)	市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない(母子保健法第10条)
健診情報の通知	結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。(保健事業実施要領)	・事業者は、健康診断を受けた労働者に対して、当該健康診断の結果を通知しなければならない。(労働安全衛生法第66条の6)	結果通知については、保健師等の助言指導を得て生活習慣等に関する指導事項を付記することに努めること。(事業運営基準)	健診結果は、指導区分を付し、受診者へ通知。	規定なし(実行上は老人保健事業に準じて実施)	・市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子保健手帳を交付(母子保健法第16条) ・妊産婦又は乳幼児が健康診査を受けた場合は、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受ける(母子保健法第16条第2項)
健康情報の開示請求手続	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
第三者への情報提供	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
保健指導を主に実施する者	市町村の医師、保健師、管理栄養士等 委託先の医師、保健師、管理栄養士等	・事業所の産業医等 ・地域産業保健センター(郡市区医師会)の医師、保健師、管理栄養士等	・各健康保険組合の医師、保健師、管理栄養士等 ・事業所の産業医等	・社会保険健康事業財団の各都道府県支部の保健師 ・健診実施機関(委託先)の医師、保健師、管理栄養士等	・委託先の医師、保健師、管理栄養士等 ・市町村の医師、保健師、管理栄養士等	・市町村の医師、助産士、保健師、管理栄養士等 ・委託先の医師、助産士、保健師、管理栄養士等
健康手帳の有無	あり(老人保健法第12条、13条)	なし	任意(各保険者による)	なし	任意(各保険者による)	あり(母子保健法第16条)

健診情報の保管及び利用並びに保護の比較

制度	学校保健			私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合
健診名 (根拠規定)	就学時の健康診断 (学校保健法第4条)	児童、生徒、学生及び幼児の健康診断 (学校保健法第6条)	職員の健康診断 (学校保健法第8条)	一般健康診査、人間ドック (私立学校教職員共済法第26条)	一般健康診査、人間ドック (国家公務員共済組合法第98条)	一般健康診査、人間ドック (地方公務員等共済組合法第112条)
実施主体	市町村(特別区含む)の教育委員会	学校	学校の設置者	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合	組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、各指定都市職員共済組合、各市町村職員共済組合、各都市職員共済組合)及び全国市町村職員共済組合連合会
健診情報の 守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 地方公務員法第34条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務			業務に着目した法律上の守秘義務はない 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 各共済組合の内部規定及び国家公務員法第100条による守秘義務 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務	業務に着目した法律上の守秘義務はない 【職員】 各共済組合の内部規定及び地方公務員法第34条による守秘義務 国家公務員法第100条による守秘義務(警察庁所属職員) 【委託業務】 医師等の資格に着目した守秘義務
健診情報を管理する者 及び 健診情報の保存 に関する根拠規定	規定なし	学校は児童、生徒、学生及び幼児の健康診断票は、5年間保存しなければならない(学校保健法施行規則第6条4項)	職員の健康診断票は5年間保存しなければならない(学校保健法施行規則第12条3項)	規定なし	共済組合 規定なし (人事院規則に準じて保存)	組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、各指定都市職員共済組合、各市町村職員共済組合、各都市職員共済組合)及び全国市町村職員共済組合連合会 (組合及び全国市町村職員共済組合連合会の福祉事業実施規則等)
健診情報の利用 (利用目的の 明確化)	健康診断結果の活用については「就学時の健康診断マニュアル」に記載 市町村の教育委員会は、健康診断の結果に基づき治療を勧告し、保健上必要な助言を行う等適切な措置をとらなければならない(学校保健法第5条)	健康診断結果の活用については「児童生徒の健康診断マニュアル」に記載 学校においては、健康診断を行ったときは、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。(学校保健法第7条)	学校の設置者は、治療を指示し、及び勤務等を軽減する等適切な措置を取らなければならない。(学校保健法第9条)	主に個別相談の際に利用(規定なし)	主に個別相談の際に利用(規定なし)	主に個別相談の際に利用(規定なし)
健診情報の通知	規定なし(ただし、教育委員会は治療を勧告し、保健上必要な助言を行う。学校保健法第5条)	学校においては健康診断を行ったときは、21日以内に当該児童生徒又は幼児及びその保護者、又は学生に結果を通知する。(学校保健法施行規則第7条)	規定なし(ただし、職員の健診については労働安全衛生法に基づいて本人に通知しなければならない)	規定なし	規定なし(一般健康診査は人事院規則に準じて通知)	規定なし(一般健康診査は人事院規則に準じて通知)
健康情報の開示請求手続	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
第三者への情報提供	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
保健指導を主に実施する者	市(特別区含む)町村の教育委員会	学校、学校医	学校の設置者、学校医	各共済組合の医師、保健師、管理栄養士等 委託先の医師、保健師、管理栄養士等	各共済組合の医師、保健師、管理栄養士等 委託先の医師、保健師、管理栄養士等	組合、全国市町村職員共済組合連合会及び委託先の医師、保健師、管理栄養士等
健康手帳の有無	なし	なし	なし	なし	任意(各共済組合による)	任意(組合及び(全国市町村職員共済組合連合会による)